

国立大学法人筑波大学生命科学動物資源センター遺伝子改変マウス作製等受託細則

〔平成25年 7月24日〕
医学医療系部局細則第9号

改正 平成29年医学医療系部局細則第4号

国立大学法人筑波大学生命科学動物資源センター遺伝子改変マウス作製等受託細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、国立大学法人筑波大学生命科学動物資源センター細則(平成25年医学医療系部局細則第7号)第6条の規定に基づき、生命科学動物資源センター(以下「センター」という。)において受託する遺伝子改変マウスの作製及び供給(以下「作製等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(作製等)

第2条 センターにおいて受託する遺伝子改変マウスの作製等は、次のとおりとする。

- (1) 提供されたDNA試料を用いて行う遺伝子導入マウスの作製等
- (2) 提供されたES細胞を用いて行うキメラマウスの作製等
- (3) 提供された標的遺伝子組換え用ベクターを用いて行う変異ES細胞の作製等
- (4) 遺伝子組換え用ベクターの作製等

(作製等の委託等)

第3条 遺伝子改変マウスの作製等を委託しようとする者(以下「委託者」という。)は、前条第1号及び第2号の場合にあっては別記様式第1号の、同条第3号の場合にあっては別記様式第2号の遺伝子改変マウス作製等申込書を、同条第4号にあっては別記様式第5号の遺伝子組換え用ベクター作製等申込書をセンターの長(以下「センター長」という。)に提出しなければならない。

2 センター長は、遺伝子改変マウスの作製等を受託したときは、別記様式第3号の遺伝子改変マウス作製等受託決定通知書を、遺伝子組換え用ベクターの作製等を受託したときは、別記様式第6号の遺伝子組換え用ベクター作製等受託決定通知書により委託者に通知するものとする。

(料金の納付)

第4条 委託者は、前条の通知を受けたときは、別表に規定する料金を前納しなければならない。ただし、国、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人又は地方公共団体は除く。

2 既納の料金は、返付しない。

(供給)

第5条 センター長は、遺伝子改変マウスの作製等が完了したときは、別記様式第4号の遺伝子改変マウス等送付書を、遺伝子組換え用ベクターの作製等が完了したときは、別記様式第7号の遺伝子組換え用ベクター等送付書を添付し、委託者に供給するものとする。

(雑則)

第6条 この部局細則に定めるもののほか、遺伝子改変マウスの作製等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この部局細則は、平成25年7月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人筑波大学生命科学動物資源センター遺伝子改変マウス作製等受託細則(平成17年3月18日人間総合科学研究科部局細則第3号)は、廃止する。

附 則

この部局細則は、平成30年4月1日から施行する。